

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

報告あり

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況情
價報告あり其代價越送料廣告料は左の如し
一號一錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三
圓〇一箇月前金六圓〇月額休刊
○時事新報社より直接ニ郵送スルモノハ右定額ノ外ニ一箇月十三箇ノ
贈送料ヲ免受

時事新報は毎號八面乃至十面
價報告あり其價送料廣
改一編〇一月前金五十銭三面
三百〇一年前金六面〇月贈付書
時事新報社、直接ニ郵送スルセ
此種料由及メ

二面にして詳細の商況物
告料は左の如し

々の障害に遭ひ百事意の如くなら
る者多しと云ふ、就ては我輩が駕
に謀るに最初より自から資本を
金てんよりも先づ歐米諸國にて信
理（エーチエント）と爲り其保護を
て安全なる可しと勧告を試る者な

足るの事實と知らしめ我國內に廣く代理の仕組を流せしめて直輸商業の繁盛に赴くの端を開かんなど我の只管熟慮する所なり

同銀地金
銀地金
同

本社へ寄稿に付

卷之三

時事新報

就て
色を現はし論出入商

各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみど算からず獨
り時事新報社は社員並に通信員の多さを以て斯類の社
に通信を依頼せども雖も世間往々此事を知らずして通
信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信
する方多きが如し爲めに行進ひを生じたる場合も寡か
ざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
本社に向け發送むらんとを請ふ

時事新報

商業上の代理者に就て

き見込みなりと云ふ通商貿易の繁昌するは國民に取りて
單に商賣上直接の利益のみならず之に由りて對外の
信用聲價を高め歐米諸國をして自から日本國に重きを
置くの念を發せしむる其間接の効能も亦少なしとせず
何れにしても國家の爲めに祝す可き次第にして今後と
も年々歲々ますゝ隆盛に赴かんとみそ我輩の世人
と共に只管希望する所なれども玆に尙ほ遺憾なる事情
と云んに從來我貿易に日本品と外國に輸出し外國品を
日本に輸入する者は大抵皆外國の商人に限り日本の商
人は殆んど之に與らざるの慣行にして名は外國貿易と
稱すれども實際は國と國との間に行はるし商賣に非ず
して内地の商人と居留外商との取引に過ぎざるが如し
幕府の末年我國の始めて海外諸國と通商往來の條約を
結びし其頃には朝野挙て西洋の事情に暗くして貿易と
は如何なるひとか之を知る者すべくなく唯外人の求に任
せて港を開き居留地を設け彼我物産の貿買を許したる
までのみるとなれば我より進んで貿易に從事する念慮
ひふとなれば又之が爲めに格別の不都合を感じるほど
もなかりしなれども爾來外交の次第に頻繁なるに従ひ
彼の事情に通ずる者も次第に多くして外國貿易の大切
なるを悟りたる今日尚ほ依然として三十年前之の幕華法
を守り輸出入共に唯体の来ると待て僅は其體に應する
とは之を許して日本商人が自家の利害を無顧着に附す
るものと云はざるを得ず近來は我商人の中にも自から
舊て直輸出入の業を企る者なきに非されども何分價

するの権利に若くものある可らが唯その代理者の信用
頼するふとならんと我輩の敢て信する所なり拟代理の
事は右の如くにして緒に就きたりと假定し爰に又内地
の購買者に向て聊か求る所なきを得ず即ち政府を始め
として民間の大會社等都て外國の物品を要するときに
は其品質と代價とに注意して不利不安心の掛念なき限
りは成る丈け日本商人の手を經て之を購入の例を述べ
以て間接に其筋の商人を保護するの方針を忘る可らず
現に歐米諸國にては政府の購入する物品は自國商人の
外に之を取扱はしめるの例規を設けて内國の商賈を
保護するもの少なからず或は甚だしきに至ては政府が
直接に商業擴張のふとを擔任し國の大臣自ら自國
の商人に添書して外國に出張せしむるの例さへなき
に非ず然るに我國目下の有様は全く之と反對にして政
府若しくば會社なきにて外品を買入るに内國の商人
そば差置き色々外商に委托して平氣なるが如し内外の
區別都て無頓着なるものと云ふ可し思ふに内國商人は
経験に乏しく頼むに足らすとの若よりして之を排斥す
るものならんなれども事の實際に於て外商果して内
商よりも信用を置くに足るや否や容易に判断を下す可
らず商業社會の説に近來我商人の伎倆經驗は著しく
進して資本亦乏しからず此様子にては外國商人との
競争も左までの大に非ず彼の内地營居の如きは毫も
恐るゝに足らずと云ふ者さへある程の次第なれば是等
の商人に托して僅に外國品購入の事など取扱はさしむ
るも何等の危險ある可さや外國貿易の始まりより以

評したるものと
總領事歸國しか
ねたるが故に難
會さるゝ時は日
本の意なり必
ずも安全なら
て取るに足ら
には之に對し右
なるみとを辦
は匿名なれば本
政府は更に代理
權を執行する事
喰び還したるけ
か決して然らず
内に於ける蒲團
めんと取締りと
獨立國なれば理
而して其裁判と
條約によりて才
本自ら之を執行
りて裁判の役を
合に於ては注文
あるべからず
此義務を怠りた
條文を無効と
理を放棄したる